○国土交通省告示第千二百八十九号

国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第百号）第四条の四第六号の規定に基づき、国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準を次のとおり定め、令和八年十一月一日から適用する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準

国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準は、映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は特定貨物自動車中継輸送施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。

法規的告示

物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業を計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

～四十三　（略）

（略）

則

令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年